

宜野湾市商工会販路開拓支援事業実施要領

目的：本事業は、本市に所在する商工会会員が行う商品開発と販路拡大の取り組みのうち、県内外で開催される物産展や商談会への参加や商品開発・改良費用の一部を補助することにより、主に県外に向けた販路拡大を支援することを目的とする。

補助対象者：補助対象者は、本市に所在する商工会会員及び特に商工会会長が認めた者であって、市民税、商工会費を滞納していないものとする。

補助対象事業：前条に該当する事業者が申請書に基づく商品開発や販路拡大等を行うための取り組みで、下表に該当するもの。

補助対象経費： 次の①～③の要件をすべて満たすもの。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
- ② 交付決定日以降に発生した経費。
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

補助対象事業	経費科目	内容	補助額等
長期保存 化事業	借料	外部機関を利用した機器・設備等の利用料として支払われる経費。	上限額 100 千円
	開発費	外部機関を利用して依頼試験・分析・品質検査等に要する経費。 試作品を包装するために必要な資材等を購入するための経費。	
	特許・ 商標出願料	特許・商標出願するための経費。	
	市場調査費	テストマーケティングを行うための経費。	
出展支援 事業	輸送費	送付する商品等の送料。	上限額 100 千円
	旅費	航空運賃・宿泊料。(支出基準は別に規定する)	
視察商談 支援事業	旅費	<u>開発商品の域外に向けた販路開拓を目的とした視察商談会へ参加するための旅費。</u> (支出基準は別に規定する)	上限額 80 千円
E モール 支援事業	出展費	E モール等への出店費用	上限額 150 千円
	外注費	EC サイト制作費※決済機能実装などで判断	

補助率： 10/10。ただし、各補助事業の予算の範囲内。

採択事業予定数：(但し、予算の範囲内で採択事業を増減させることがある。)

- ①長期保存化支援事業 : 5 事業所程度
- ②出展支援事業 : 3 事業所程度
- ③視察商談支援事業 : 4 事業所程度
- ④E モール出展支援事業 : 3 事業所程度

申請期間： ①長期化支援事業 令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日
②出展支援事業 令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 11 月 28 日
③視察商談支援事業 商談会等開催初日の 1 ヶ月前まで
④E モール出展支援事業 令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日

実施期間： ①長期保存化支援事業：交付決定日～令和 8 年 1 月 30 日
②出展支援事業：令和 7 年 8 月 1 日～11 月 28 日
○ニッポン全国物産展(開催期間：令和 7 年 11 月 21 日～23 日)
輸送費は、11 月 4 日～11 月 28 日までの期間を対象とする。
旅費のうち、宿泊費は 11 月 20 日～11 月 23 日までの期間とする。
○その他商工会が認める物産展等
対象となる輸送費や旅費は開催期間によって変動する。
③視察商談支援事業：交付決定日～令和 8 年 2 月 27 日
○グルメショー
2025 秋(開催期間：令和 7 年 9 月 3～5 日)
2026 春(開催期間：令和 8 年 2 月 4～6 日)
○東京インターナショナル ギフト・ショー
2025 秋(開催期間：令和 7 年 9 月 3～5 日)
2026 春(開催期間：令和 8 年 2 月 4～6 日)
○スーパーマーケット・トレードショー
(開催期間：令和 8 年 2 月 18～20 日)
○その他 商工会が認める商談会等
※対象経費として、宿泊費は商談会等の開催日前日～終了日までの期間内
で 1 泊分、航空賃は往復分を補助対象とし 1 名分のみ。
④E モール支援事業：令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 12 月 26 日
○Amazon、楽天市場、YAHOO ショッピング等
上記の他、商工会が認めるショッピングモールに出展する際に支出する登
録料や専用 HP の作成費用。
○独自 HP に EC サイト機能を付加する費用。

実績報告：事業を実施した事業者は終了後 1 週間以内に実績報告を行うと共に、補助金確定
通知書発出日より 5 日以内に補助金精算請求書を提出すること)

旅費の支出基準：

- ・ホテルパック等の活用推奨。
- ・ホテルパック等を活用せずに航空券と宿泊を別に手配した場合は実費での精算とする。※上限 10,000 円

※視察商談支援事業について、ホテルパック利用で自己負担を算出する旅費の計算例

2泊3日のホテルパック活用基本費用(最も低い価格)が50,000円の場合、1泊分が補助対象となる為、1泊分を差し引いた残りが補助対象となる(具体例①参照)。

但し、搭乗便などの変更による追加費用(例5,000円)は補助対象としない。(具体例②参照)

具体例①

基本費用 65,000円 - (10,000円 × 1泊分) = 55,000円 自己負担額 10,000円

具体例②

基本費用 65,000円 + 追加費用 5,000円 = 70,000円

基本費用 65,000円 - (10,000円 × 1泊分) = 55,000円 自己負担額 15,000円

○基本費用以外の追加費用が含まれていないことを証明するために、見積書やWEB画面のスクリーンショット等の添付が必須。

その他：

- ・予算の範囲内で補助を行う。
- ・各支援事業は年度内に1回の採択とし、Eモール支援事業を除き他の支援事業と重複して同一年度内に申請出来ない。
- ・各支援事業は年度が変われば再申請可能。但し、Eモール出展支援事業は一事業者1回の採択とし、年度が変わっても再申請出来ない。
- ・申請多数の場合には、過去の商工会特産品関連事業等の実績等を考慮し決定する。
- ・出展支援事業を活用してニッポン全国物産展へ出展する場合、沖縄県商工会連合会枠による出展となるため、沖縄県商工会連合会の出展基準や出展調整等が行われることがある。

【申請の流れ】

1. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
補助事業計画書(様式第 2 号)
市民税を滞納していないことを証明する書類・商工会費納入確認
(審査期間約 1 週間)



2. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金交付(決定・却下)通知書(様式第 3 号)



宜野湾市商工会商品開発支援事業補助金
交付変更等申請書(様式第 4 号)

事業実施期間

- ① 長期保存化支援事業 : 交付決定～令和 8 年 1 月 30 日
- ② 出展支援事業 : 令和 7 年 8 月 1 日～11 月 28 日
- ③ 視察商談支援事業 : 交付決定日～令和 8 年 2 月 27 日
- ④ E モール支援事業 : 交付決定日～令和 7 年 12 月 26 日



宜野湾市商工会商品開発支援事業補助金
交付変更等(決定・却下)通知書(様式第 5 号)

3. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金実績報告書(様式第 6 号) ↓

領収書等の写し(領収書又は、振込明細書)
事業実施内容がわかる書類(別に定める)
その他商工会長が指定する書類
(審査期間約 1 週間)

4. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金額確定通知書(様式第 7 号)



5. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金請求書(様式 8 号)



6. 補助金交付(最終日 : 令和 8 年 2 月 27 日)